

# 【重要：必ずお読みください】

## 令和5年度からの変更点について

令和5年度の登録・更新にあたり、以下の内容をご確認の上、手続きをお願い致します。

### 1 瑞穂町ホームページでの情報公開について

日頃より、窓口や電話等における団体に関する問い合わせが増加しております。令和5年度より、利便性向上のため団体名と活動内容を町ホームページに掲載します。また、現在は閲覧用として団体一覧パンフレットを町内各所に設置しておりますが、問合せ者の希望があれば配布いたします。

※代表者氏名、連絡先等の個人が特定される情報は掲載しません。

### 2 家族・親族のみで構成された団体について

生涯学習推進団体制度は、生涯学習を広く推進・普及させるための制度です。そのため、家族・親族のみで構成された団体の登録はできません。但し、会員募集を行っている場合は例外とします。

### 3 構成員及び代表者の年齢について

構成員全員が未成年の場合、登録はできません。また、代表者は成人（18歳以上）であることを条件とします。（年齢の基準日：登録年度の4月1日）

瑞穂町教育委員会 教育部  
社会教育課 社会教育係  
TEL：042-557-6695